

令和8年度 奈良市人材確保支援事業業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、奈良市（以下「本市」という。）が発注する令和8年度 奈良市人材確保支援事業業務委託（以下「本事業」という。）に適用する。

2. 目的

本事業は、人口減少や都市部への人材流出等により人材不足を課題としている市内中小企業等に対し、求人情報の掲載支援、企業の強み・価値観の整理、採用力強化セミナーの開催及び魅力的な職場環境創出に向けた採用活動全体の改善等の支援を実施することで人材確保及び定着を支援するとともに、総合求人サイトを活用して求職者との接点創出につなげ、採用活動の実効性を高めることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務内容

奈良市にある企業の人材不足を解消するため、受託者が保有する総合求人サイト（求人情報の掲載数が100万件以上の実績を有すること）を活用し、以下の業務を行うこと。

（1）求人サイトへの掲載業務

ア. 掲載企業の募集

求人票を掲載する企業を80社以上募集すること。募集は2回行うこととし、1回あたり募集企業数は40社以上とすること。募集対象とする企業は、奈良市にある中小企業基本法に基づく中小企業とすること。

企業が本事業に参加する際に負担する金額は1社あたり、8万円（税抜き）以下とすること。具体的な金額は本市と協議のうえ決定すること。

イ. 掲載企業の申込受付

企業から、求人掲載の申込受付を行うこと。申込受付にあたっては、申込項目を本市と協議のうえ定めること。また、受け付けた企業のリストを本市へ定期的に提供すること。（提供頻度は別途本市が指定する。）

ウ. 求人票作成業務

企業の求人広告掲載に向けて、企業を取材し、企業の特徴や特徴を記載した求職者への訴求力が高い求人票の作成支援を行うこと。

エ. 求人票掲載業務

(1) ウで作成した求人票を総合求人サイトに1社あたり2か月間掲載すること。12月中旬までに全ての求人票の掲載を開始することとし、具体的な時期については本市と協議のうえ、決定すること。

掲載した求人票への応募者数増加につながる効果的な広報・情報発信を行うこと。

(2) 求人掲載企業への支援

- ・求人情報の掲載期間中は2週間に1回程度、フォローを行い、応募が少ない企業への、求人内容の改善や、応募から採用に至らない企業への、状況を把握、採用にむけた提案等、継続的なフォローを行うこと。
- ・企業の採用力向上を図るための支援として、企業が求職者へアプローチするための仕組みを設けるとともに、応募数を増やすための企業の情報発信に関する支援を行うこと。
- ・職場環境の整備や企業ブランディング等に係るセミナーを求人掲載企業向けに計2回実施すること。
- ・企業の長期的な採用力向上につながるよう選考活動や就労に関する情報等を提供すること。
- ・選考過程における企業の課題解決に向けた支援を行うこと。

(3) 本事業に関する広報活動

- ・本事業の募集チラシ及びSNS発信用の画像をデザインし、版下を作成すること。
なお、募集チラシの印刷及び企業への周知は委託者で行う。
- ・各広報物の掲載内容については、事前に本市の承認を受けること。
- ・チラシデータは企業募集開始日の約2週間前に完成させること。
- ・本事業で作成した求人票を広く広報するため、受託者が保有する総合求人サイトの会員に対して、エリアや対象者を限定した情報配信を2回実施すること。
- ・本事業で作成した求人票を掲載するための特設LPを求人票の掲載開始2週間前までに作成すること。作成にあたっては、本市が広報として活用することを想定すること。

(4) 事業アンケート実施及び結果集計・分析

ア. 求人掲載企業向けアンケート

受託者は、求人掲載が終了した対象企業へ参加した効果や成果を把握するためのアンケートを実施すること。アンケート項目については、本市と協議のうえ作成すること。アンケート結果について分析した報告書(様式任意)を求人掲載終了後1か月以内に電子データ(ワード、エクセル等)で市に提出すること。

また、報告書には調査対象の企業名、役職及び氏名等、本市と記載項目を定めたいえ、明記すること。

イ. セミナー終了後アンケート

計2回実施する求人掲載企業向けのセミナーについて、セミナー終了後にそれぞれ満足度を把握するアンケートを実施すること。アンケート項目については、本市と協議の

うえ作成すること。アンケート結果については、セミナー終了後1か月以内に電子データ（ワード、エクセル等）で市に提出すること。

（5）その他

各業務の実施に際して必要な事項については本市と協議のうえ決定すること。

5. 事業目標

・本事業を通じて求人を掲載した企業のうち、80%以上の企業に求職者から応募があること。

6. スケジュール（予定）

7月下旬	業務委託契約締結 チラシデータ作成開始
8月中旬	チラシデータ納品
9月上旬～	参加企業募集開始（1回目）
10月中旬～順次掲載	求人票掲載開始（約2か月）
10月中旬～	参加企業募集開始（2回目）
12月上旬～順次掲載	求人票掲載開始（約2か月）
2月中旬～2月下旬	事業アンケート実施・集計 事業アンケートを分析した報告書の提出
3月下旬	業務委託契約終了 業務完了届・成果報告書の提出

7. 打合せ等

- （1）受託者は、本市担当者と緊密な連絡を取り、十分な打合せを行い、本事業を遂行するものとし、本市担当者が指示した事項についてはその指示に従わなくてはならない。
- （2）本事業の進め方、進捗状況等について、受託者は本市と連携し情報共有を図りながら適切に遂行するため、本市担当者と必要に応じて打合せを行うこと。なお、受託者の責任において会議録を作成すること。
- （3）受託者は事業計画書を策定し、委託契約締結後、速やかに本市へ提出すること。
- （4）打合せの議事録については、打合せの翌営業日から7日以内に本市へ提出すること。

8. 成果物

次の成果物を納品すること。納品期限については、本仕様書内で定められている No. 2・3 以外は令和9年3月31日までに納品すること。

(1) 成果物一覧

No	内容	数量
1	・本事業に申込した企業リスト（記載内容については本市と相談のうえ決めること） ・本事業における就職決定数及び内定者数（年代、就職先（社名が困難な場合は業種などでも可）、業務内容、勤務形態（正規社員、非正規社員（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト）は必須）	電子データ一式
2	・「4（4）事業アンケート実施及び結果集計」の結果について分析した報告書※調査企業を明記	電子データ一式
3	・広報物（チラシ・SNS 発信用データ・LP)	電子データ一式
4	・事業計画書及び実施運営報告書	電子データ一式
5	・事業実施報告書（事業評価及び分析データのまとめ） ※本事業の就職決定者数やアンケート結果等を記載し、本事業を実施した総括（成果、課題等）についても明記すること。	電子データ一式
6	次年度に向けた事業提案書（本事業の課題分析及び改善提案を含む）	電子データ一式
7	その他本市が必要と認める書類	

(2) 納品場所

奈良市 観光経済部 産業政策課

9. 事業上の留意事項

(1) 適用基準等

受託者は、本事業の実施にあたり、本仕様書並びに関係する法令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。

(2) ウェブサイトの管理運用

奈良市情報セキュリティポリシーの他、ウェブサイトの管理運用に関する特記事項を遵守しなければならない。なお、ウェブサイトを運用停止する場合は、第三者に不正に取得されないようドメインを原則10年間保持すること。

(3) 著作物の使用等

ア. 受託者は本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとする時は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合において、受託者は当該契約等の内容について事前に本市の承諾を得るものとする。

イ. 本事業の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理しなければならない。

(4) 賠償責任

ア. 受託者は、本事業の履行により生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切処理し、その損害を賠償すること。

イ. 事業上の契約不適合により生ずる損害賠償及び補償等に対応できるよう、事業遂行にあたって想定されるリスクを担保するに足るだけの適切な保険等に受託者の負担において加入すること。

(5) 再委託

ア. 業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ本市に対して書面による届出を行い、承認を得ること。

イ. 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者と同様の義務を負わせるとともに、本市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(6) その他

ア. 本事業は、国の交付金を受けて実施する事業であることから、国の求めに応じて追加資料の提出を依頼することがある。

イ. 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。